

産業財産権関連書類電子化事務取扱規程

特許庁訓令第 992 号、2020 年 3 月 30 日一部改正

特許庁訓令第 1008 号、2020 年 7 月 6 日一部改正

特許庁(情報システム課)、042-481-5159

第 1 章 総則

第 1 条(目的) この規定は産業財産権に関する書類の電子化関連事務処理基準を定めて、電子化事務処理の明確化と能率化を期することと同時に電算資料の生成および維持に必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条(適用範囲) 産業財産権に関する電子化事務の処理は他の法令、訓令、例規および指針に特別な規定がある場合を除いては、この規定が定めるところによる。

第 3 条(電算による業務処理) この規定で定めていない電算による細部業務処理は「特許ネットシステム使用者指針書」で定めるところによる。

第 4 条(電子化の例外) フロッピーディスクまたは光ディスク等の電磁的記録媒体(以下“電磁的記録媒体”という。)により受付けされる電子文書の処理は、この規定の適用を受けず、各関係法令、訓令、例規および指針で定めるところによる。

第 5 条(用語の定義) この規定で使用する用語の定義は、次の各号のとおりである。

1. “電算情報処理組織”とするものは、特許法施行規則第 1 条の 2 第 1 号、実用新案法施行規則第 17 条第 1 項、デザイン保護法施行規則第 2 条第 1 号および商標法施行規則第 23 条で規定したものをいう。
2. “電子文書”とするものは、特許法施行規則第 1 条の 2 第 2 号、実用新案法施行規則第 17 条第 1 項、デザイン保護法施行規則第 2 条第 2 号および商標法第 30 条で規定したものと書面で提出した電子化対象書類を電子化した文書をいう。
3. “産業財産権文書の電子化機関”(以下“電子化機関”という。)とするものは、特許法第 217 条の 2 第 1 項および同法施行規則第 120 条の 3、実用新案法第 44 条および同法施行規則第 17 条第 1 項、デザイン保護法第 208 条第 2 項および同法施行規則第 96 条第 1 項、商標法第 217 条第 2 項および同法施行規則第 96 条第 1 項に基づき、特許庁から産業財産権の文書電子化業務を委託・指定を受けた機関をいう。
4. “特許文書電子化”(以下“電子化”という。)とするものは、電子化対象書類を特許ネットシステムで使うことができるよう標準化された電子資料形態に変換する作業をいう。
5. “電子化対象書類”とするものは、次の各目で定めるところである。
 - イ. 特許法施行規則第 120 条の 6 第 1 項、実用新案法施行規則第 17 条第 1 項、デザイン保護法施行規則第 98 条および商標法施行規則第 97 条で規定する書面書類として受付以後、業務処理を特許ネットシ

ステムから電子文書の基盤で遂行することができるよう、電子化が必要な特許、実用新案、デザインおよび商標に関する出願書類、中間書類、登録書類、審判書類、その他の書類

- ロ. 特許法施行規則第 120 条の 6 第 2 項、実用新案法施行規則第 17 条第 1 項、デザイン保護法施行規則第 98 条および商標法施行規則第 97 条で規定した特許、実用新案、デザインおよび商標に関する手続を効率的に処理するために再電子化が必要な電子文書
- ハ. 電子化した内容が書面で提出された内容と異なる場合、または再電子化した内容が電子文書で提出された内容と異なる場合に訂正が必要な電子文書

第 2 章 電子化対象書類の基礎方式および受付

第 6 条(電子化対象書類の基礎方式) ①情報顧客政策課長、出願課長、国際出願課長、登録課長、審判政策課長およびソウル事務所の出願登録課長(以下“電子化対象書類の受付部署長”という。)は出願人または代理人が電子化対象書類を提出したときには、特許法施行規則第 11 条、実用新案法施行規則第 17 条第 1 項、デザイン保護法施行規則第 24 条および商標法施行規則第 25 条および電子化の適合可否を判断し、適法な書類が受付されるようにしなければならない。

②電子化対象書類の受付部署長は第 1 項による確認の結果、当該書類が電子化に適合しないと確認されたときには、遅滞なく出願人または代理人に訂正をすることができる機会を付与しなければならない。

③電子化対象書類の受付部署長は出願人および代理人が電子化の不適合項目に対する訂正指示拒否・遅延・連絡途絶が発生する場合に職権で特許庁長名義で補正命令または返戻通知をすることができ、連絡途絶の場合、公示送達をしなければならない。

④電子化機関の長は特許庁から再電子化が必要な電子文書の引き継ぎを受けた場合、再電子化の適合可否を判断しなければならない。

⑤電子化機関の長は第 4 項による確認の結果、当該の電子文書が再電子化をする必要がない場合、直ちに特許庁へ通報しなければならない。

第 7 条(電子化対象書類の受付) 電子化対象書類の受付部署長は電子化対象書類を受付するときには、出願関係事務取扱規程で定めるところにより受付する。

第 8 条(電子化および訂正申請の機会の事前告知) ①電子化対象書類の受付部署長が特許法施行規則第 120 条の 6 第 1 項、実用新案法施行規則第 17 条第 1 項、デザイン保護法施行規則第 99 条および商標法施行規則第 98 条による次の各号の書類を書面で受付した時には、電子化した内容が書面で提出された内容と異なる場合には、電子化結果の通知を受けた日から 30 日以内に特許法施行規則別紙第 59 号書式の電子化内容訂正申請書を特許庁長に提出することができるという内容を受付証に記載して、出願人または代理人に事前告知しなければならない。

1. 特許法施行規則別紙第 14 号書式の特許出願書
2. 実用新案法施行規則別紙第 1 号書式の実用新案登録出願書
3. デザイン保護法施行規則別紙第 3 号書式のデザイン登録出願書

4. 商標法施行規則別紙第 3 号の商標登録出願書、特許権等の登録令施行規則別紙第 23 号書式の存続期間更新登録出願書および商標法施行規則別紙第 42 号の商品分類転換登録申請書
 5. 特許法施行規則別紙第 9 号書式の補正書(明細書等の補正、審判請求の補正、訂正明細書等の補正に限る。)、デザイン保護法施行規則別紙第 2 号書式の補正書(図面補正に限る。))および商標法施行規則別紙第 5 号書式の補正書(見本補正に限る。)
 6. 特許法施行規則別紙第 31 号書式の審判請求書
 7. 特許法施行規則別紙第 32 号書式の訂正請求書
- ②特許法施行規則第 120 条の 6 第 2 項、実用新案法施行規則第 17 条第 1 項、デザイン保護法施行規則第 98 条および商標法施行規則第 97 条で規定した特許、実用新案、デザインおよび商標に関する手続を効率的に処理するための電子化が必要な電子文書を受付したときには、再電子化した内容が電子文書で提出された内容と異なる場合には、電子化の結果通知を受けた日から 30 日以内に特許法施行規則別紙第 59 号書式の電子化内容訂正申請書を特許庁長に提出することができるという内容を受付証に記載して出願人または代理人に事前告知しなければならない。

第 3 章 電子化対象書類の処理

第 9 条(電子化対象書類の引継ぎ) ①電子化対象書類の受付部署長は電子化対象書類を受付したときには、遅滞なく電子化に必要な事項を電算入力した後、電子化機関の長に引継ぎする。

②電子化機関の長は電子化業務担当入力をソウル事務所の特許文書電子化センターに配置して業務を遂行し、効率的業務処理のために必要な場合、本庁にも一部の人員を派遣することができる。

第 10 条(電子化移管書類目録の作成および送付) ①電子化対象書類の受付部署長は電算情報処理組織を利用して、電子化対象書類および電子化移管書類目録を電子化機関の長に移管し、電子化移管書類目録を電算処理された台帳で管理する。

②電子化対象書類の受付部署長は電算情報処理組織を利用し、当日の電子化移管書類目録を電子化機関の長に送付しなければならない。

第 11 条(電子化対象書類の処理) 電子化対象書類の受付部署長は電子化対象書類の処理を出願関係事務取扱規程で定めるところにより処理する。

第 12 条(電子化対象書類の受付部署移管) ①電子化機関の長は電子化対象書類の電子化が完了された場合、該当電子化対象書類と、その目録を電子化対象書類の受付部署長に移管する。

②電子化機関の長は電子化対象書類の受付部署長に送付した電子化移管書類目録を電算処理された台帳で管理する。

第 13 条(電子化対象書類の廃棄) ①電子化対象書類の受付部署長および各審査課長は電子化対象書類が次の各号のいずれかに該当する場合、記録館長にその書類の廃棄を要請する。

1. 第 8 条に規定した書類が電子化の結果、訂正申請期間が過ぎた場合

2. 第8条に規定しない書類が受付日から3ヶ月が過ぎた場合

②電子化対象書類の廃棄要請がある場合、記録館長は「公共記録物管理に関する法律」第27条および「同法施行令」第43条、「特許庁記録館運営規定」第15条の規定により該当書類を廃棄する。

③電子化対象書類を廃棄した場合、該当電子文書が次の各号の要件を備えたときには、その電子文書を電子化対象書類の原本とみなす。

1. 電子文書が電子化対象書類とその内容および形態が同一すること

2. 電子文書の内容を閲覧することができること

3. 電子文書が同じ種類の電子化対象書類をオンラインで受け付けるときと同一のフォーマットで電子化されていること

④電子化対象書類の受付部署長は電子化対象書類が廃棄される場合、該当電子文書が電子化対象書類の原本と見なされる内容を受付証に記載し、出願人または代理人に事前告知しなければならない。

第4章 電子化対象書類の電子化

第14条(電子化対象書類の電子化) ①電子化機関の長は電子化対象書類の受付部署長から受け付けた電子化対象書類を引き継ぎ、漏れなくスキャンした後、電子化する。

②電子化機関の長は電子化対象書類と電子化した電子文書の内容を同一に電子化しなければならない。

③電子化機関の長は電子化の過程で、電子化に適合しない書類が発見され次第、直ちに電子化対象書類の受付部署長に通報し、第6条第3項の補正命令、返戻通知または公示送達がなされるようにしなければならない。

④電子化機関の長は特許庁から再電子化が必要な電子文書を引き継いだ場合、再電子化が必要な電子文書と同一に電子化しなければならない。

第15条(電子化機関の長の責任) ①電子化機関の長は電子化工程の各段階別の自己検証を通じて電子化対象書類と電子化した電子文書の内容が同一するようにしなければならない。

②電子化機関の長は電子化した電子文書を指定された期日まで電算情報処理組織を利用して、特許庁長に納品しなければならない。

③電子化機関の長は電子化対象書類と電子化した電子文書の内容が相異なる場合には、直ちにエラー内容を訂正し再電子化された電子文書を特許庁長に納品しなければならない。

④電子化機関の長は電子化対象書類およびこれをスキャンしたイメージと電子文書が外部に漏洩したり、盗用されないようにせねばならず、万が一外部に漏洩したり盗用された場合には、遅滞なく情報システム課長に直ちにこれを報告しなければならない。

第5章 電子文書の検収および訂正電子化

第16条(電子文書の検収) ①情報システム課長は電子化機関の長から電子文書の納品を受けたときには、遅滞なく電子文書が電子化対象書類と同一に電子化されたかどうかを検収しなければならない。

- ②情報システム課長は電子化対象書類の受付部署長から送付を受けた電子化書類の移管目録と電子文書を対照し漏れなく電子化がされたかを確認しなければならない。
- ③情報システム課長は電子文書を検収するときには、電子文書と電子化対象書類をスキャンしたイメージを対照し検収する。
- ④情報システム課長は電子文書を検収するときには全数検収を原則とするが、検収物量が多い場合には明細書の部分に限り標本検収をすることができる。

第 17 条(電子文書の訂正電子化) ①情報システム課長は電子文書を検収し、電子文書と電子化対象書類の内容が相異なるときには、遅滞なく電子化機関の長に訂正電子化の指示をしなければならない。

②電子化対象書類の受付部署長は電子文書を方式審査し、電子文書と電子化対象書類の内容が相異なるときには、遅滞なく電子化機関の長に訂正電子化の指示をしなければならない。

③電子化機関の長は訂正電子化の指示を受けたときには、遅滞なく訂正電子化し、特許庁長に納品しなければならない。

第 18 条(特許ネットシステムに電子文書収録) 情報システム課長は当日の検収分を特許ネットシステムに収録しなければならない。

第 6 章 電子文書の電子化結果通知および訂正

第 19 条(電子文書の電子化結果の通知) ①電子化機関の長は、第 8 条第 1 項で規定した書類の電子文書内容を出力または特許庁ホームページを通じて、出願人または代理人に特許庁長の名義で電子化結果の通知をしなければならない。第 8 条第 2 項で規定した電子文書の再電子化の内容は特許庁ホームページを通じて電子化結果の通知をしなければならない。

②電子化機関の長は電子化結果を出願人または代理人に出力し通知するときには、書留郵便で送達しなければならない。

③電子化機関の長は出願人または代理人が直接特許庁に訪問し、電子文書の電子化結果物を確認、受領した場合には電子文書の電子化結果を通知したものとみなす。

④情報管理課長は電子化機関の長が電子化結果の送達を受ける出願人または代理人の住所や営業所が明らかでなく出願人または代理人に電子化結果を送達することができないときには、公示送達をしなければならない。

第 20 条(電子文書の電子化結果の訂正) ①情報システム課長は出願人または代理人が電子化の訂正申請をしたときには、遅滞なく訂正申請方式審査結果により電子化機関の長に訂正電子化の指示をしたり、出願人または代理人に不受理事由が含まれた公文を発送しなければならない。

②電子化機関の長は訂正申請またはその他の事由で訂正電子化をしたときには、訂正電子化した電子文書の内容を出力または特許庁ホームページを通じて、出願人または代理人に特許庁長名義で訂正電子化の結果通知をしなければならない。

③電子化機関の長は出願人または代理人が直接特許庁へ訪問し、電子化の結果物を確認、受領した場合には訂正電子化の結果を通知したものとみなす。

第7章 審査段階および審査以後段階の電子化

第21条(電子文書の訂正) ①特許庁の職員は特許等に関する業務を処理しながら、電子文書の内容が電子化対象書類の原本と相異なったことを知ったときには、遅滞なく特許ネットシステムを利用し、情報システム課長に訂正電子化の要請をしなければならない。

②情報システム課長は公報発行以後に公報に掲載された事項が電子化対象書類の原本と相異なったことを知ったときには情報管理課長へ訂正公告または再公告をしなければならない。

③情報管理課長は訂正公告または再公告時、特許ネットシステムに訂正公告または再公告が反映されるようにしなければならない。

第22条(過去書類のスキャン) ①電子化対象書類の受付部署長および各審査課長は特許業務の効率的遂行のために、過去書類(電子化対象書類のうち、特許ネットシステム開通以前に受付された書類)に対する電子化が必要な場合、情報システム課長に該当過去書類の電子化を依頼する。

②電子化が依頼された過去書類の移管は第10条および第12条を準用する。

③電子化機関の長は引き継がれた電子化対象の過去書類を漏らさずスキャンしなければならない。

④電子文書に対する検収は電子化を依頼した部署で遂行する。

付 則<第1008号、2020.7.6.>

この規定は2020年7月6日から施行する。